

農業水利投資の経済効果に関する研究（第3報）： 協業経営の成立・発展と宮川用水：玉城町勝田農 業実行の場合

著者	大原 興太郎, 浦城 晋一, 太田 勇, 木本 凱夫, 慶野 征二
雑誌名	三重大學農學部學術報告 = The bulletin of the Faculty of Agriculture, Mie University
巻	62
ページ	53-63
発行年	1981-03-01
その他のタイトル	Economic Studies of Investment in Irrigation (Part 3) : A Group Farming Organization in Miyagawa Canal Region : The Case of Katsuta Agricultural Producers' Cooperation
URL	http://hdl.handle.net/10076/2922

協業経営の成立・発展と宮川用水

—— 玉城町勝田農事実行組合の場合 ——

農業水利投資の経済効果に関する研究（第3報）

大原興太郎・浦城 晋一・太田 勇・木本 凱夫・慶野 征嶺*

A Group Farming Organization in Miyagawa Canal Region
—— The Case of Katsuta Agricultural Producers' Cooperation ——
Economic Studies of Investment in Irrigation (Part 3)

Kotaro OHARA, Shinichi URAKI, Isamu OTA, Yoshio KIMOTO and Seizi KEINO

I. アプローチの方法

農業水利の革新は、農業水利組織のみならず、農村社会組織に影響を与える。一般的にいて、投資には物的側面と人的組織的側面がある。従来、人的組織的側面は物的側面に投影され、包含されると考えられていたため、もっぱら投資の物的側面が考察されてきた。人的組織的側面を捨象できるようなタイプの投資を抽象的次元で考える場合、このような捉え方は有効である。しかし、投資がかなり大規模で、多くの人々とかかわりをもつような投資を具体的な次元で考える場合、人的組織的側面を無視することはできない。大規模農業水利事業の場合、物的側面は頭首工なり水路網なりの具体的な水利施設の建設であり、人的組織的側面は水利組合（土地改良区）およびその下部組織としての集落組織の編成である。農業水利投資は、物的側面では諸々の土地基盤整備投資を、さらには農業機械投資などを誘発するが、人的組織的側面では農業協業組織や農業請負組織などの生産組織の編成を誘発助長する。

本稿のアプローチの方法は、玉城町の勝田農事実行組合を事例として、その生成と発展の過程を関係者からの聞き取り調査と農事実行組合の経営分析により明らかにする。本稿のような組織論的な研究では、とくに事例分析は有効である。この勝田農事実行組合のような有名事例の場合、事例の個性あるいは特殊性によるところは大であることはいうまでもないが、その中からなんらかの

普遍的な側面を抽出することが事例研究を行う意味である。

II. 勝田集落と旧農業水利

〔I〕 農業の概要

玉城町勝田集落は町の南西部旧東外城田村に属し、総世帯数およそ100戸、人口550人ほどの集落である。昭和35年の農林業センサスによれば、農家戸数は81戸で、全世帯のおよそ85%を占めている。経営耕地規模別の農家の内訳は、0.5ha 未満層13戸、0.5～1.0ha 層19戸、1.0～2.0ha 層32戸、2.0～3.0ha 層16戸、3.0ha 以上層1戸となっており、比較的経営規模の大きな農家が多い。また専業別別の農家の内訳をみると、専業農家36戸、第1種兼業農家31戸、第2種兼業農家14戸となっており、農家の80%以上が農業を主として生計を営んでいたことがわかる。宮川用水通水前の勝田集落は、農業を主体とした純農業集落であったということがいえる。

宮川用水通水前の勝田集落の農業生産は、稲作が中心で、そのほか酪農（のちに消滅）、養鶏、野菜（大根、ナス、トマト）があった。水田率は71%で、宮川用水通水前からかなり高かった。水田は南高北低で1/200～1/250の緩傾斜になっており、標高は19～30mである。面積は100ha 余で、そのうち入作地が19ha あった。

水田の用水は、溜池によるものと河川によるものがあり、勝田大池（灌漑面積30ha）、押野池（灌漑面積10ha）と北部を流れる外城田川およびその支流の三郷川に求め

昭和55年10月31日受理

*本稿は、農林省委託共同研究『宮川用水地域における土地改良と農業の展開』のうち、主題の部分を慶野征嶺が学術レポートとして新しく改篇・縮約して執筆した。慶野が執筆に当たって知見を負うた重要度の順番で共同研究者の名を連ね共著論文とした。

られていた。集落の西側の水田は主として小河川三郷川に主に依存していたが、上流集落の池水の余水を水源としているものがかかりあった。集落の東側の水田は面積が多く、大池、押野池、ウコージ池、車谷池の4つの池に依存しており、集落東側の水田面積の5～6割が大池掛りとなっていた。大池は久寿元年（1154年）につくられたと伝えられるが、その後しばしば改修が試みられ、現在に至っている。

〔II〕水利用規制と集落社会

たび重なる利水工事にもかかわらず、水は不足状態であった。集落内では水番をおいて、個人個人が勝手に田に水を引くことを許さず、少ない水を有効に利用しようとし、集落外に対しては、少ない水のとりあいからしばしば水争いを引き起こした。用水の利用に関しては、いくつかの共同体的とりきめがみられ、それが農業生産を強く規制していた。

まず、用水の配分にあたっては、水番が毎年選挙で2人選出され、水の管理はすべて水番に委ねられた。池の取水口（元縮め）だけは集落の土木関係の責任者である区長代理（副区長）が管理していたが、池の管理や水の配分については水番に完全に委されており、農家が勝手に引水したときは、水番は区長代理を通じて注意を与えることになっていた。水番に選ばれる者はだいたい固定しており、集落内の田のことをよく知っている経営の比較的少さい農家が選ばれた。水番2人に対しては、各農家から反当り5合の米を集め、各5俵づつ手当を支給している。集落の役員——区長、区長代理、会計、評議員（組頭・当番）7名、販売係4名、購買係2名——の報酬は、それぞれ、3.2俵、2.2俵、1.6俵、1.1俵、1.1俵、1.1俵（昭和35年以降）であったから、水番は優遇され、水番の仕事が集落の農業にとって極めて重要なものとされていたことが知られる。

水不足は農業のやり方、時期をも細かく規定する。苗代水は池の越し水が使われ、池水の半分は代掻用に消費される。代掻、田植は池下の田から順番に行われる。降雨があれば、この順番をまたずに水田作業が行われる。労働力の集中投下が必要となり、老若男女の家族労働はもちろん、ゆい・手間替や農繁期雇用労働もみられた。虫干し（土用干し）は、いったん水を抜いたあと穂ばらみ期の水が保証されないで行われなかった。給水は排水路のない田越灌漑により行われた。地形が複雑なため

に水田のうち約45%が半湿田、約20%が湿田であった。さらに早害を受けやすい田が約20%であった。また山寄りの洪積田は耕土が浅く秋落田であった。耕地の分散度は甚だしく、1農家平均の団地数は18ヶ所で、1団地の面積はおおよそ5aほどであった。

こうして、用水の管理は集落の共同体的管理に委ねられた。集落の共同体的まとまりの強さは集落外の者に対してはしばしば排外的行動となり、集落間の水争いに発展することもあった。勝田集落の西にある水田の用水源である小河川（ももきゅ）の上流にナタネガラゆというゆがあって、昔から隣の野篠集落の用水源となっていた。ナタネガラゆという名の通り、ゆたての材料にナタネ稈を使い、ザァザァ水の漏れる程度のゆである。下流でも水をつかうので、それを考慮した施設である。しかしそのゆたての程度の問題で昔から野篠集落との争いがたえなかったという¹⁾。

また、勝田集落の水不足は、田宮寺集落との間に「余内米」の協定を結ばせるに至っている。すなわち、大池が満水するとそれがあふれて田宮寺集落の水田に被害が出るおそれがあるが、大池に依存することの多い勝田集落としては田宮寺集落が満水をまたずに放流すると早害によって収穫が激減する危険性があるので、満水による被害の補償として勝田集落が田宮寺集落に余内米を払うというものである。このように水利とその共同体的処理は集落の連帯によって行われており、水利用秩序は集落社会の秩序の上にはじめて成り立っていた。

水利の共同体的慣行が集落社会のあり方を一層共同体的なものにしていた。その意味で稲作農業と共同体的集落社会秩序との強い連関をよみとることができるが、その他にも様々な共同体的運営がなされていた。部落有財産としては、山林10ha、大池など4つの溜池、耕地10aがあり、これらが集落の収入を構成している。寺の普請、保育所建設、倉庫の修理などに際して共有林を伐採して利用するほか風倒木を払下げ部落の収入にあてている。溜池は農業用水として利用するほか、大池の漁業権を売り、押野池の蓴菜（ジュンサイ）を売って部落の収入としている。また、松茸山の松茸の採取権を競売し、部落の収入としている。

この集落では「出あい」とよばれる村仕事は、2月に寺の薪炭の採木に1日、春に農道の補修に1日、苗代前の溝さらいに1日、8月下旬に川さらいに1日、刈取前に作道整備に1日、他に臨時の道路補修に1日行われ、

また大池の堤防の補強に3年に1回の臨時の出あいがもたれていた²⁾。昭和38年の農事実行組合発足後は、川さらいや農道整備は組合で行うようになった。都合で出あいの日に出られない場合は別の日に集会所の掃除等することになった。その後兼業化が進むにつれて出あいに出られない人が増加したため、出不足金を徴収するようになり、現在では出不足金は1日5,000円になっている。

勝田集落では、本家分家関係や地主小作関係が集落内を支配するという事はなかった。集落社会において意味の大きかったのは隣組組織である。古くから6組によって構成されており、葬式組としての役割のほか、共同糶摺や共同乾燥場もこの組が管理していた。きわだつて優位に立つ農家がなく、しかも集落が農家生活に多くの機能を果してただけに、集落の役職につくことは少なからぬ負担であった。そして、このことが、充分とはいえぬまでも役員報酬にかなりの配慮をしてきた理由でもある。集落社会と旧水利慣行は相互規定的に関係して、村落共同体を形成していたのである。

III. 全戸協業経営組織の成立と農業構造改善事業

勝田農事実行組合の発足の契機は、勝田地区が農業構造改善事業パイロット地区に指定され、土地基盤整備が行われたことによる。農業構造改善事業の内容は、106haの区画整理、トラクター・コンバイン・ライスセンター・車庫からなる共同施設、それに個人施設として牛舎・豚舎など50棟の整備であり、総事業費9,020万円(うち補助事業7,520万円)というものであった。そのねらいは水田の区画整理と大型機械化体系の導入によって労働生産性を高め、余った労働を酪農・養豚に振りむけ、所得の上昇をはかることであった。

まず昭和37年勝田土地改良区がつくられ、農道整備、区画整理、用排水改良等の土地基盤整備がはじめられた。総改良面積106haのうち、37年度内に43haの区画整理と農道改修第1期工事を完了し、残り63haは第2期工事として39年度に完了した。これによって水田は1筆30aとなり、溜池の下のわずかに半湿田を残すほかは、水田の90%以上が乾田となった。農道は8~10筆ごとのブロックを囲んで幅5.5m~3.5mのものが19,916m整備され、大型機械の運行が自由になった。また用排水路は分離され、コンクリート用水路10,193mと排水路7,232mが整備された。

区画整理は第1年度におよそ40%の面積しか行われ

ず、第1年度だけでは個人換地は行われない。さらに工事直後の圃場は均平でなく、生産力にも格差があり、換地が難しい。排水路は設けられたが、宮川用水の通水は圃場整備に間にあわず、40年までの2年間ほどは1km下流からポンプで水を揚げ給水しなければならなかった³⁾。こうして、直接的には圃場整備後の個人換地が行えないことによって協業経営勝田農事実行組合は成立することになった。もちろん農業構造改善パイロット事業は圃場整備と大型農業機械の導入がセットとなっており、農業近代化の模範を西欧の大型機械化農業に求め、一足跳びに個人の大規模機械化経営の創出が困難であるがゆえに、協業形態による大規模機械化経営を補助金誘導によって創出しようとしたことは周知のとおりである。しかし必ずしも協業参加農民に徹底していたわけではない。一方には、この考え方を受け入れて大型機械の有効利用と余剰労働の活用によって所得を増大しようとする者がいた。彼らは多少とも永続的に協業組織を考えた。他方、なるべく早い時期に個人換地をし、それまで一時的に協業しようとする者がいた。この2つの考え方は当初からあり、これが昭和43年の組織再編成へと続いていくことになる。

IV. 全戸稲作協業経営の展開と農業機械化の跛行性

この協業経営は農業構造改善事業の一環としてつくられたから、たてまえとしては大型機械体系による近代農業の創出をめざすものであった。事実、35~52Psのトラクター3台、普通型コンバイン1台、ライスセンター1式が導入され、合計2,600万円が投じられた。内訳はその半額が補助金であり、残額の80%が制度資金による低利融資である。

これらの農業機械を用いた農業経営は水稲に重点がおかれ、裏作も一部導入されたがその比重は極めて低いものであった。地力維持は稲わらを切わらにして水田に還元する方法がとられたが、輪作等による地力維持は考慮されなかった。

大型農業機械は、部分的にはよく利用された。トラクターは3台とも利用度が高く、いずれも年間600時間以上利用されていた⁴⁾。はじめのうちは冬期のブラウ耕の耕深にむらが多かったり、灌水後のロータリー耕や均平作業により耕盤を荒らす傾向があったりしたが、のちに改善された。コンバインは含水率が高く脱穀の困難な早生稲の収穫にはロスが多く、その後の乾燥作業を困難にす

第1表 協業経営

	昭和39年	40年	41年	42年	43年
参加戸数 (戸)	71	70	70	70	39
協業面積 (ha)	82.3	80.8	80.8	80.8	40.0
労働力 (人)	187			81	79
専従者数 (人)	-	-	-	-	男7
雇用延数 (人)	1,348			600	223
労働手段 (主な機械施設)	トラクター 3台 大羽式乾燥機	トラクター 3台 大羽式乾燥機	トラクター 3台 普通型コンバイン 1台 大羽式乾燥機	トラクター 3台 普通型コンバイン 1台 大羽式乾燥機	トラクター 3台 普通型コンバイン 1台 バインダー 1台 大羽式乾燥機
土地利用 (ha)	水稲 80.3 タバコ 2.0 麦 3.5	水稲 80.8 麦 10.0	水稲 80.8 麦 10.0	水稲 80.8 麦 11.7	水稲 40.0
10aあたり稲作労働時間 (h)	102.6	106.0	9.90	99.0	120.0
〃 収量 (kg)	362	354	332	393	390
〃 粗収益 (円)	40,570			55,660	55,016
〃 経費 (円)	18,588			27,534	29,772
〃 純収益 (円)	21,982	20,680	20,961	28,126	25,244
〃 配当 (円)	19,920			28,126	22,829

- 注 1) 勝田農事実行組合の資料より作成 (一部倉田貞氏の整理された資料を利用)。
 2) 労働手段の は本格的に使用された年を示す。
 3) 純収益は粗益から物財費、労働費、支払利息、公租公課を差し引いたものである。
 4) 労働時間は能力換算を行わない延労働時間である。

るなどの欠点があったため、水稲の約3分の1の面積に利用され、残りは手刈りであった。裏作の小麦には全面積(10ha)に利用された。ライスセンターは種々の改良を施したためおおむね良好であったが、稲作の早期作化にともない乾燥能率に問題が生じている。また、小麦の乾燥についてはコンバインの能率との関係でアンバランスが生じた。

大型機械化体系の最大の問題点は、その体系で想定された稲作直播が成功しなかったため、全体として機械利用が跛行的であったということである。三重県農事試験場は直播栽培の全面的技術援助を行ったが、結果的には成功しなかった。そして、田植あるいは直播過程の機械化の遅れ、および早期稲の収穫ロスが多きは、農繁期労働の軽減を著しく阻害した。そのため労働所要の季節的

配分ははなはだしくアンバランスであった。

所要労働力の調達は協業経営の構成農家からの出役によっている。年間の総所要労働力を算出し、これを各出資土地面積で割って各農家の出役日割当を決める。各農家は実際に農作業に出役できる者を登録しており、その過不足は労賃支払い又は出不足金の徴収によって調整する。ただし、労働所要の季節的アンバランスが存在するから、農繁期には兼業農家も出役の義務が残る。

ところで、この協業経営の粗収益から物財費・労働費・支払利息・公租公課を差し引いた10a当り総収益は、昭和39年21,982円、40年20,680円、41年20,961円、42年28,176円であり、およそ2万円水準にあった⁵⁾。純収益の内容は地代・自己資本利子・企業利潤であるが、勝田農事実行組合では、わずかな積立金を残したほかは全部土地配当

の 発 展 経 過

44 年	45 年	46 年	47 年	48 年	50 年	53 年
36 38.7 66 男 6 女 15 269	36 38.7 55 男 6 女 15 -	36 37.5 56 男 6 女 15 -	39 40.0 62 男 4 女 10 -	39 40.0 44 男 4 女 10 -	36 36.0 53 男 4 女 7 -	36 36.0 26 男 4 女 7 -
トラクター3台 田植機(試作) バインダー3台 普通型コンバイン 1台 自脱型コンバイン 1台 大羽式乾燥機	トラクター3台 田植機2条2台 ハーベスター1台 バインダー3台 普通型コンバイン 1台 自脱型コンバイン 1台 大羽式乾燥機	トラクター4台 田植機2条2台 乗用田植機1台 バインダー3台 ハーベスター1台 自脱型コンバイン 2台 環環式乾燥機 大羽式乾燥機	トラクター4台 田植機2条2台 乗用田植機1台 自脱型コンバイン 2台 流動層乾燥機	トラクター4台 乗用田植機6条 1台 自脱型コンバイン 3条2台 2条1台 流動層乾燥機	トラクター4台 育苗プラント 乗用田植機 8条1台 自脱型コンバイン 4条2台 流動層乾燥機	トラクター4台 育苗プラント 乗用田植機 8条2台 自脱型コンバイン 4条2台 流動層乾燥機
水 稲 38.7 手 植 機械植 キュウリ 牧 草 その他	水 稲 36.0 手 植 13.0 機械植 23.0 キュウリ 0.6 牧 草 3.0 その他 0.4	水 稲 29.5 手 植 4.7 機械植 24.8 麦 3.3 牧 草 7.9 キュウリ 0.6 里 芋 0.6	水 稲 29.8 麦 1.4 牧 草 8.1 キュウリ 0.6 青刈稲 0.9	水 稲 31.0 麦 6.0 牧 草 8.1	水 稲 30.0 麦 5.2 ハウス 0.8 大 根 3.0 レタス 1.5	水 稲 29.0 麦 8.0 ハウス 0.8 大 根 3.0 レタス 0.3
91.4 450 63,081 34,176 28,905 25,270	74.7 420 57,688 33,127 24,561 22,374	72.1 420 58,036 33,046 24,990 21,253	44.6 420 60,550 34,786 25,764 23,176	45.0 420 65,763 39,741 26,022 22,000	43.0 92,676 61,855 30,821 24,410	35.0 131,415 86,086 45,329 31,881

(面積割 5, 固定資産課税基準割 3, 地力等級割 2) として構成農家に支払った。農繁期における出役義務が、兼業農家の協業経営に対する発言力を維持し、高い土地配当への要求を維持する結果になった。出役労賃の支払いは地区の標準労賃で行なったが、経営管理者やオペレーターの労働に対しても単純労働と同じ労賃単価で支払われ、経営者能力に対する給付がなされなかった。跋行的な農業機械化は、跋行的な出役労働をもたらした。しいては跋行的な収益配分をもたらしたわけである。

V. 協業経営の再編とその要因

協業経営は昭和38年からはじまっているが、出役の不平等、出役労賃の不平等、軽減されない農繁期労働などに対する不満が多くなり、個人経営に戻りたいという意

向が表面化した。そこで39年11月には協業を続けるかどうかアンケートをとって決めることに総会決定した。アンケートは各戸1票、記名で行われた。その結果は、75戸のうち、継続を希望するもの45戸、解散したいもの18戸、中立7戸、棄権5戸であり、6割以上の賛成で協業の継続が決められた。解散を希望した18戸があげた理由は、自由な経営ができないから(12戸)、時間制の労働が苦痛であるから(11戸)、配当が少ないから(6戸)、若い者が農業をやらないから(5戸)、家庭の円満を欠くから(4戸)、役員支配をうけたくないから(4戸)、作業日当が高いから(1戸)、作業日当が安いから(1戸)、などであった⁹⁾。15名の役員のうち、協業継続に賛成したものの7名、反対したものの6名、中立2名であり、役員の中に継続反対者が多く含まれていたのは問題であった。

とにかく協業は継続することになった。

しかし、協業を続けるとしても個人に換地する必要があるということで、翌40年1月には換地委員が選任された。また2年の任期を終えた実行組合の委員選挙が行われ、15名全員が再任された。しかし協業経営の運営方法が格別改善されたわけではなく、協業に対する不満が解消されたわけではなかった。

個人換地は42年秋に行われ、各農家の所有地が確定された。換地の方法は、整備前に所有していた位置を中心にする原地換地を原則としながら、30aづつを単位としてまとめる方法がとられた。したがって各農家の耕地は全体として分散したが、一部例外を除いては1筆30aの集団化が行われた。旧耕地と新耕地の評価順位付は集落全戸の投票によって決めた⁷⁾。このような厳格な換地の方法がとられたことから、圃場整備後直ちに個人換地を行なえなかった意味が推察できる。

この換地を契機にして集落ぐるみの協業経営は新しい組織に編成替えされた。従来の農業機械・施設は新しい協業経営に引継がれることになったが、協業経営は従来の欠点を修正して、農家の自由参加により編成された。従来の協業経営の欠点としては、①土地の委託関係が明瞭でなく経営の持続性が保証されないこと、②土地配当が高すぎて経営管理者・オペレーターの報酬が少ないこと③田植時の労働の調達が困難なこと、などが考慮された。

具体的には、次のような条件を提示して自由な参加を募るといった方式がとられた⁸⁾。

- ① 協業体への土地の委託を契約によって明らかにし、契約地代をあらかじめ確定しておく。その額は当分の間、10a当りの地価を30万円と見積って、その6%の18,000円とする。
- ② 利益の配分については、純収益から契約地代分を差引き、その残りを、土地配当 $\frac{1}{3}$ 、出役労働の割増金 $\frac{1}{3}$ 、専従役員（オペレーターを兼ねる）の管理手当 $\frac{1}{3}$ の割合で配分する。なお、この土地配当は、土地面積と上中下の地力等級を考慮して算出した石数によって按分する。
- ③ 役員は専従役員として、経営管理と機械化作業を担当する。
- ④ 農繁期の労働の調達が困難な場合には、委託面積に応じて委託農家からの出役を義務づける。
- ⑤ 大型機械施設はすべて管理を新組合が継承し、その利用についての責任をもつ。

新しい協業経営には、旧組織の構成農家70戸（当時）のうち39戸が参加し、31戸が不参加となった。

組織再編に至った原因は、まず第1に大型機械化体系の跋行性のために、大規模経営の有利性を充分に発揮させることができなかったということである。これはいわば経済的要因である。第2は集落共同体的要素と台頭してきた農家の個意識との矛盾が、役員・オペレーターの報酬や田植期の労働調達の場に顕在化したことである。これはいわば社会的要因である。宮川用水の通水は、個としての農業経営を可能にし、営農の自由度を拡大したという意味において、第2の原因に関連している。集落ぐるみの旧協業経営が実体的には集落共同体的の基礎に構築されたものであるとすれば、宮川用水投資を含む、諸投資がその基礎そのものを押し崩し、新しい社会組織の構築を喚起したわけである。

VI. 協業的請負経営としての発展と新機械化体系

再編直後の構成農家は39戸であったが、現在36戸である。経営の中心になっているのは役員6名であり、そのうち4名が常勤者として経営管理と機械化作業を担当している。この4名は、水田面積153~178aの上層農家に属する。そのほか現在女子の専従者が6~7名いる。再出発の当初には、田植等の農繁期の労働力を確保するために、男21名（役員を含む）、女40名、合計61名を登録して各戸に面積割の出役を義務づけていたが、45年を境として機械化体系が完成し、出役はほとんど必要ではなくなった。現在では新機械化体系により稲作労働時間は大幅に短縮され、4名のオペレーターと少数の女性の補助者で営農が可能になっている。

新協業経営の機械施設体系は著しく改善された。とくに田植工程の機械化は注目される。昭和45年には二条植田植機2台が導入され、46年には乗用の六条植田植機が導入された。乗用田植機は田植労働を著しく軽減し、47年の10a当り稲作労働時間は45時間に短縮された。田植機による田植のためには、用排水の調節と田面の均平化がとくに必要であるが、宮川用水の通水により用排水の調節は容易になり、また県農業技術センターにより特殊な均平機が開発されたため、技術的問題は解決された。

次に、機械化体系で注目すべきは、普通型コンバインから自脱型コンバインへの転換である。普通型コンバインは刈取能率は高いけれども、刈取ロスが多く、倒伏田ではほとんど使用できないという欠点があった。新しく

第2表 機械建物一覧表（勝田農事実行組合）

（昭和49年8月）

品目	数量	取得原価	備考	
トラクタ 付属作業機	(1)インターナショナル35P S	1	1,088,000	昭和37年購入
	付属作業機等	8	925,500	(耕耘整地用)
	(2)フォード39.5P S	1	1,080,000	昭和37年購入
	付属作業機等	7	1,180,000	(耕耘・整地・運搬・施肥用)
	(3)フォード51.5P S	1	1,440,000	昭和38年購入
	付属作業機等	9	1,795,000	(耕耘・整地・播種用)
小計	(4)フォード77P S	1	1,900,000	昭和46年8月購入
	付属作業機等	7	3,277,000	(牧草用2,779千円耕耘用498千円)
小計		12,685,500		
コンバイン バインダー ハーベスター	(1)インターナショナル93型50P S	1	4,600,000	昭和41年6月購入
	付属作業等		660,000	〃
	(2)自脱型コンバイン（井関）	1	730,000	昭和44年購入
	(3)自脱型コンバイン（久保田）	1	680,000	昭和46年購入
	(4)バインダー	3	840,000	昭和44年購入
小計	(5)ハーベスター	1	100,000	昭和45年中古品を購入
	小計		7,610,000	
田植機	(1)二条植田植機（ヤンマー）	1	160,000	昭和45年4月購入
	(2)二条植田植機（久保田）	1	160,000	〃
	(3)六条植乗用田植機（8P S）	1	(700,000)	メーカーの記袋用に使用（無料）
小計		320,000		
小計		(1,020,000)		
乾燥調 整装置	(1)金子式乾燥装置	1	5,355,000	昭和48年購入
	(2)籾精選機	1	150,000	昭和41年6月購入
小計		5,505,000		
建物	(1)ライスセンター建物(軽量鉄骨)	1	3,337,000	昭和38年建設
	ライスセンター配線工事		283,405	昭和48年
小計	(2)格納舎	2	3,435,850	昭和38年建設
	小計		7,036,255	
その他	オート三輪	1	305,000	昭和43年購入
	ティラー	1	169,000	昭和48年購入
	ブロードキャスター	1	125,000	〃
	モアー	1	320,000	〃
	育苗播種プラント	1	598,000	〃
小計		1,517,000		
合計		34,673,755		
		(35,373,755)		

注 1) () 内の数字はまだ支払いの済まないもの（小計、合計の () 内の数字はそれらを含めたもの）を示す。

2) 勝田農事実行組合の資料及び聴取りによる。

第3表 組 合 員

農家 番号	耕 地					協 業 託 田	主 要 作 物・家 畜			
	田	畑	果園地	その他	計		水 稲	果 樹	そ の 他	鶏
1	a 265	a 13	a 3	a 3	a 281	a 265	a 委託	a ミカン 3	a 種 卵	羽 400 100
2	207		30		237	207	〃	ブドウ 30		
3	199	13			212	199	〃		卵	1,600
4	193	7	7	2	209	193	〃	ブドウ 7		
5	178	14	15		207	178	〃	ブドウ 10	種	500
6	153	7	42		202	158	〃	ブドウ 42		
7	175	12			187	175	〃			
8	173	1	12		186	173	〃	ブドウ 12		
9	167	14			181	167	〃			
10	170	2			172	170	〃		種	1,000
11	122	17	30		169	122	〃	ミカン 20		
12	132	7	27		166	132	〃	ブドウ 25		
13	144		13		157	144	〃	ブドウ 10		
14	144	8			152	144	〃			
15	128	2			130	128	〃			
16	110	7			117	110	〃			
17	106	6			112	106	〃		卵	500
18	101		11		112	101	〃	ブドウ 11	(豚)	10)
19	104	3			107	104	〃			
20	77	13	15		105	77	〃	ブドウ 15		
21	85	7			92	85	〃			
22	65	14	7		86	65	〃	ブドウ 7	ダイコン	10
23	80				80	80	〃			
24	46	30			76	46	〃			
25	75		0.3		75	75	〃		茶	0.3
26	68		5		73	68	〃	ブドウ 5	茶	3
27	54	8	3	3	68	54	〃			
28	57				57	57	〃			
29	55	2			57	55	〃			
30	51	0.5			52	51	〃			
31	39	6			45	39	〃			
32	39				39	39	〃			
33	31				31	31	〃			
34	270	35			305		175		タバコ { 田 95 畑 35	
35	259		25	10	294		259	柿 25		
36	272	13			285		272		イチゴ	5
37	248	27	7		282		248	ブドウ 7		
38	195	9			204		165		スカイ	30
39	129	6	40		175		129	ブドウ 40		
40	54	5			59		54			

わが国で開発された自脱型コンバインは、これらの欠点が改善され、とりわけ水分の多い早期稲の場合は実力を発揮する。このほか、育苗労働を軽減した育苗プラントの導入や、高水分籾の乾燥に適した金子式多段乾燥テンバリング乾燥機の導入が行われている。

新しい機械化体系は、農業構造改善事業が開始されたときに想定されていた大型機械化体系（大型トラクター、直播、ヘリコプター防除、普通型コンバイン）とはかなり異なった、いわば日本型中型機械化体系（トラクター、6条型田植機、パイプダスター防除、自脱型コ

一 覧 表

農 機 具				オ ー レ ー タ ー	家 族 農 従 者	兼 業	協業出役日数 (賃作業) (年 間)
トラクター 耕耘機	田植機	収穫機	噴霧機				
コ 1			1		♀ 48	♂ 27 (県庁)	
コ 2			1		♀ 53・♂ 20	♂ 25 (医者)	♀ 75
コ 2			1		♀ 49	♀ 25 (会社)・♂ 19(会社)	♂ 71
コ 2			1		♀ 45	♀ 44 (食糧事務所)・♂ 19(会社)	♀ 12
コ 2			1	♂ 51	♀ 53	♂ 33 (会社)・♀ 29(会社)	♂ 212
コ 1			1	♂ 42	♀ 38		♂ 216・♀ 118・♀ 3
コ 1			1	♂ 55		♂ 29 (会社)・♀ 23(病院)・♀ 19(会社)	♀ 251・♀ 103
コ 1		コ 1	1		♀ 44	♂ 41 (会社)・♀ 19(会社)	
コ 1			1	♂ 48	♀ 48	♀ 23 (会社)・♂ 48(町議)	♂ 121・♀ 130・♀ 3
コ 2			1		♀ 55	♂ 24 (県庁)	♂ 43・♂ 3
コ 2			1		♂ 63・♀ 55	♂ 44 (会社)・♀ 21(会社)	♂ 82・♀ 37
コ 2			1		♀ 53・♀ 34	♂ 34 (会社)	♂ 1・♀ 122
コ 1					♀ 42	♀ 49 (会社)・♀ 21(会社)	♀ 22
コ 2						♂ 33 (会社)・♀ 35(会社)	♀ 139
コ 1			1		♂ 56	♂ 41 (会社)	♂ 37・♀ 79
コ 1			1		♀ 52	♂ 34 (会社)・♀ 30(会社)	♀ 8
コ 1					♂ 49・♀ 45	♂ 22 (会社)・♂ 20(会社)	♂ 15
コ 2						♂ 56 (会社)・♂ 36(会社)・♀ 31(会社)	♀ 94・♀ 3
コ 1			1		♀ 35	♂ 40 (会社)	♀ 120
コ 1			1		♀ 46	♂ 40 (会社)・♂ 26(郵便局)・♂ 23(大工)	♀ 131
コ 1			1		♀ 45	♂ 49 (大工)	♀ 81
コ 1			1		♀ 59	♂ 34 (会社)・♀ 32(会社)	♀ 136
コ 1			1			♂ 52 (会社)・♂ 25(会社)・♂ 23(事務所)	♂ 12
コ 1			1		♀ 56	♂ 66 (大工)・♂ 37(会社)・♂ 30(病院)	♀ 17
コ 1			1			♂ 40 (会社)・♀ 35(会社)・♂ 25(会社)	
コ 1			1			♂ 43 (左官)・♀ 44(会社)	♀ 24
コ 1			1			♀ 37 (会社)	♀ 1
コ 1						♂ 52 (神宮)・♀ 47(会社)	
コ 1						♂ 41 (会社)・♀ 43(会社)・♀ (会社)	♀ 9
コ 1						♂ 48 (会社)・♀ 45(会社)・♂ 28(会社)	
コ 1					♀ 58	♂ 55 (国鉄)・♂ 40(会社)	♂ 4・♂ 3
コ 1						♂ 46 (県庁)・♀ 40(会社)・♀ 19(会社)	♀ 2
コ 1						♂ 37 (会社)	♀ 12
<コ 1	1/3	<コ 1/2 バ 1/2	1		♂ 70・♀ 67 ♂ 45・♀ 44	♀ 21 (会社)・♂ 19(会社)	
<コ 1	1/2	コ 1	1		♂ 47・♀ 45	♀ 20 (会社)・♀ 19(会社)	
<コ 1	1	コ 1	1		♀ 52・♂ 30・♀ 27	♂ 51 (会社)	
<コ 1	1	コ 1 バ 1	1		♀ 34・♀ 58	♂ 36 (会社)	
ト 1	1	<コ 1 バ 1/2			♂ 47	♂ 22 (農協)・♂ (会社)	
コ 1	1/2	<コ 1/2 バ 1/2	1		♂ 43・♀ 40	♀ 21 (会社)・♂ 18(会社) ♂ 46 (会社)・♀ 40(会社)	
コ 1					♀ 63	♂ 20 (会社)・♀ 19(会社)	

注 1) 昭和49年 8 月, 個別農家調査による。1~33までは協業参加農家である。

2) トラクター耕耘機の下はトラクター, コは耕耘機, 収穫機のコは自脱型コンバイン, バはバインダである。

3) 34~40番農家は新協業に不参加の農家の一部を参考に示したものである。

ンバイン, テンバリング乾燥機) というべきものとなつた。そして農業機械化の跛行性を止揚した。

新協業経営の耕地はおよそ40haである。その耕地は1か所に集まってはいないが, 換地時に各農家の耕地をなるべく細分化しないように1筆30a単位で配分したので

機械化作業に支障をきたす程には分散していない。そのうえ各圃場に通じる農道は完備しており, 用排水も適切に整備されたので, 中型機械化には大きな支障はない。新協業経営はとくに単位面積当りの収量の増大に留意したので, 昭和44年には10a当り450kgの収量をあげ, その後

も420kg以上の収量を維持した。45年以降は稲作生産調整の影響で、夏作として水稲のほか蔬菜類や飼料作物、冬作として飼料作物や小麦、そして最近ハウスイチゴをつくるようになった。稲以外の作物はかなり労働時間を必要とするものもあるが、女子の補助労働を有効に利用し、土地利用を多面化するという意味で、稲以外の作物にも積極的にとりくんでいる。

次に、新協業経営の経営収支と利益の配分関係について検討しよう。昭和48年を例にとると、稲作の10a当り収量は420kgで、粗収益は65,763円、経費を差引いた純収益は26,022円である。この純収益は地代を差引くまえのものであるが、役員管理手当にあたるものは賞与として労働費に加えられている。純収益から契約地代18,000円を差引き、その残額の $\frac{1}{2}$ が土地配当(地代割増)、 $\frac{1}{2}$ が従事分量配当である。そうすると土地報酬(支払地代)は18,000円+4,000円=22,000円になる⁹⁾。これは玄米120kg強の価格に等しい。また、労働報酬については、一般の労働に対してこの地方の普通労賃のほかに従事分量配当を認め、さらに経営管理者・オペレーターに管理手当(賞与)を支給するようになったのは旧協業経営に比べて著しい改善である。管理手当は48年の最高取得者が20万円であり、その後収益の増大にともない増加しているが、農業経営者の報酬としては必ずしも充分とはいえない。

再編後の新協業経営は、中型機械化体系の完成により、4名の役員兼オペレーターの請負経営的色彩を強めている。組合員の多くは兼業化が著しく、最近では世帯主の兼業就業もかなり多く、農業離れが著しい。必然的に協業経営の主宰権、主要な農業労働がオペレーターグループに集中している。しかし、年間数日の人を含めれば、大多数の農家が出役していることも事実である。経営への協力の意志を示して発言力を維持しようとするあらわれである。請負経営的色彩が強いけれども、請負経営そのものではなく、協業としての色彩を残した、いわば「協業的請負経営」とよぶにふさわしい実態を示している。土地改良投資・機械投資を含む農業投資を通して古い協業組織を止揚し、新しい協業組織を構築し、さらに兼業化という農村経済の変容を梃子に請負組織として発展したわけである。

VII. む す び

本稿では、農業水利投資を通じて、農業社会組織・農

業生産組織の変容過程を解明した。これまで伝統的に秩序化されてあった諸々の生産組織が、農業・農村の資本主義化・都市化に伴う構造変動のなかで崩壊し、水利投資・土地改良投資・機械投資などの諸投資を媒介として、新たな組織を構築する過程であり、その模索の過程であるからである。農業生産組織の変容過程は、次の3段階に分けて考察することができる。

第1段階は伝統的な水利組織や生産組織の段階である。社会経済全体としては資本主義化が進展するが、農村社会、農業組織としてはまだ伝統的支配が強い時期である。水や土地の利用が当時の技術水準から限られており、資源の制約は暗黙の前提とされている。したがって資源の利用には最低限みなが営農を行っていくための共同体的規制が強く働らく。そのため水番には強い権限が与えられる。農民の行動は、このような共同体的規制の中にあつて、自己主張よりも自己抑制が無自覚的に発揮される。これは集落間に水を配分する施設としてのナタネガラゆにもみられる。絶対的な水不足下にあるため、代掻き、田植の時期は細かく決っており、中干しができないなど、地域的に画一的な慣行農法ができていて、個別農家の営農の自由度はきわめて小さい。

第2の段階はこのような旧来の慣行、組織が崩壊していく過程である。国家的事業としての大規模水利事業、圃場整備事業が農業・農村の構造変動のきっかけとなり、変化を加速する役割を果たす。相つづ技術革新と消費革命に支えられた高度経済成長が資源制約のない幻想を与える。そのため自己抑制がとりはらわれ、自己主張が強くなる。絶対的な水不足が解消され、営農の自由度が拡大される。用水調節が自由に行なえるようになり、農業機械の導入が容易になり、労働生産力も土地生産力も著しく向上する。作期幅を拡げることができるようになり、機械化の進展とともに労働需要の季節性が緩和される。ゆいや雇用労働に頼らなくてもよくなった農業経営は一層個別化し、集団や社会をあまり考えなくなる。自己主張が強くなり、集団内での自己抑制がますます薄らいでゆく。

しかし、やがて第3の段階に到達する。本来、水や土地は有限のものであり、資源制約がないという幻想は拭い払われざるをえなくなる。自己主張を土台とした資源の放縦な利用は個と個の間の摩擦を拡大する。その結果資源有限を再認識し、その利用のための組織化、秩序化が図られる必要がでてくる。それはもちろん第1の段階

に回帰することではない。営農の自由度は明らかに拡大している。問題はそれが放縦におちいらないように調整することである。その意味から自己主張と自己抑制の調和の上に成り立つ秩序化である。それは第2の段階でつくられた物的生産力基盤の上に構築された新しい生産組織の秩序化である。われわれの事例である勝田農事実行組合の場合も、この新しい秩序化の段階を模索しつつ組織化を進めているわけである。

文 献

- 1) 三重県農地部農業改良課『改良計画に関する考察』昭和32年9月、26頁。
- 2) 松原治郎・蓮見音彦『農村社会と構造政策』136頁1968年。
- 3) 野口長栄（現実行組合長）氏の情報による。
- 4) 全国構造改善協会『三重県玉城町勝田地区における農業構造改善事業に関する動態調査報告』（倉田・大原稿）19頁、1972年11月。
- 5) 同上、32頁。
- 6) 松原治郎・蓮見音彦、前掲書、205頁。
- 7) 全国構造改善協会、前掲書、13頁。
- 8) 東海農政局、『昭和49年度 構造改善基礎調査報告。書一三重県玉城町勝田地区における農家調査結果を中心として一』14-15頁、1970年3月。
- 9) 同上、30頁。
- 10) 坂本慶一「農村地域におけるシステム転換の課題」（坂本慶一編『農村地域の再編と管理に関する研究』1978年5月）から有益なヒントを得た。